## 岩手県告示第463号

建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

平成24年7月3日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1(1) 処分をした年月日 平成24年6月18日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 山昇株式会社
    - イ 主たる営業所の所在地 北上市村崎野15地割356番地3
    - ウ 代表者の氏名 小原昇
    - 工 許可番号 岩手県知事許可 (般-19) 第9760号
  - (3) 処分の内容 塗装工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 盛岡地方裁判所花巻支部から平成24年6月11日付けで破産手続廃止決定が確定した旨の通知があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 2(1) 処分をした年月日 平成24年6月8日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 有限会社鈴木重機
    - イ 主たる営業所の所在地 胆沢郡金ケ崎町三ケ尻勘九郎東11番地
    - ウ 代表者の氏名 鈴木昭雄
    - 工 許可番号 岩手県知事許可 (般-19) 第9818号
  - (3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業及びほ装工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 平成24年6月4日付けで土木工事業、とび・土工工事業及びほ装工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 3(1) 処分をした年月日 平成24年6月1日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 有限会社盛都ホーム
    - イ 主たる営業所の所在地 岩手郡雫石町七ツ森185番地4
    - ウ 代表者の氏名 高橋久夫
    - 工 許可番号 岩手県知事許可 (般-20) 第9931号
  - (3) 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 平成24年5月30日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第 4号に該当する。
- 4(1) 処分をした年月日 平成24年6月14日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 有限会社盛都ホーム
    - イ 主たる営業所の所在地 岩手郡雫石町七ツ森185番地4
    - ウ 代表者の氏名 高橋久夫
    - 工 許可番号 岩手県知事許可(般-20) 第9931号
  - (3) 処分の内容 土木工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 平成24年6月14日付けで土木工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第 4号に該当する。

- 5(1) 処分をした年月日 平成24年6月5日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 工藤建築板金
    - イ 主たる営業所の所在地 八幡平市堀切第10地割12番地1
    - ウ 代表者の氏名 工藤美栄子
    - 工 許可番号 岩手県知事許可 (般-22) 第20407号
  - (3) 処分の内容 屋根工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 平成24年6月4日付けで屋根工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 6(1) 処分をした年月日 平成24年6月7日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 合名会社SRG三陸技建
    - イ 主たる営業所の所在地 宮古市長沢第9地割71番地3
    - ウ 代表者の氏名 吉田陽二
    - 工 許可番号 岩手県知事許可 (般-21) 第120085号
  - (3) 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 平成24年5月16日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 7(1) 処分をした年月日 平成24年6月19日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 株式会社近江建設
    - イ 主たる営業所の所在地 一関市藤沢町砂子田字高田88番地の3
    - ウ 代表者の氏名 近江育夫
    - 工 許可番号 岩手県知事許可(特-22)第3069号
  - (3) 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業及び内装仕上工事業に関する特定 建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 平成24年6月18日付けで建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業及び内装仕上工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。